

田村次郎「WTOガイドブック」(弘文堂, 2001) より抜粋

#### 第4節 世界貿易機関(WTO)の誕生<sup>38)</sup>

ウルグアイ・ラウンドの結果、1995年1月1日に世界貿易機関(World Trade Organization, WTO)が設立された。第二次世界大戦直後のITO構想から半世紀を経て、ようやく貿易に関する国際機関が誕生した<sup>39)</sup>。これまでのGATTに代わり、GATT協定およびウルグアイ・ラウンド諸協定を管理・運営しながら、加盟国に貿易交渉の場を提供することになった。このWTOは、IMFおよびIBRDと並ぶ国際機関として、今後の国際貿易体制を支える大きな柱になることが期待されている。WTOの特徴として、以下の3つを挙げることができる。

第一に、GATTはモノの貿易のみを対象としていたが、WTOではサービス貿易や知的財産権も対象とされ、対象範囲を拡大した包括的な貿易機関である。また、東京ラウンドで作成されたコード以外にも、「貿易に関連する投資措置に関する協定」(Agreement on Trade Related Investment Measures)や「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS協定)などの新たな協定も盛り込まれている。これらの新分野の重要性は次第に高まっており、WTOで安定的な基盤が整備されることで、今後の国際貿易のさらなる進展が期待されている。

第二に、WTOは、マラケッシュ協定(Marrakesh Agreement)という条約で設立された正式な国際機関であるため、ルールの拘束力が強化された。東京ラウンドで策定されたコードは、受諾国のみにその効力が生じるため、各国が遵守する義務に不公平があった。しかし、WTOでは政府調達協定などの一部の例外を除き、すべての協定を一括して受諾しなければならない。

第三は、「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」(Understanding

38) 本節に関する外国文献として、John H. Jackson, *The World Trade Organization: Constitution: and Jurisprudence*, Royal Institute of International Affairs (1990), chapter 1, 4 参照。

39) 1990年の四極通商会議でカナダがWTO構想を提唱し、これに日本とECが賛同した。当初は新たな国際機関の設立に消極的であったアメリカも、交渉の最終段階でようやく認めた。中村洋一「WTOが貿易を変える」48頁(東洋経済新報社、1994)。

# WTO協定のアウトライン

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定本文(WTO設立協定)

物品の貿易に関する多角的協定 [ANNEX 1A]

- 1994年の関税及び貿易に関する一般協定(GATT1994)
- 農業に関する協定
- 衛生植物権益措置の適用に関する協定(SPS)
- 繊維及び繊維製品(衣類を含む)に関する協定
- 貿易の技術的障害に関する協定(TBT)
- 貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIM)
- アンチ・ダンピング協定
- 関税評価に関する協定
- 船積み前検査に関する協定(PSI)
- 原産地規則に関する協定
- 輸入許可手続に関する協定
- 補助金及び相殺措置に関する協定(SCM)
- セーフガードに関する協定

サービス貿易に関する一般協定(GATS) [ANNEX 1B]

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)  
[ANNEX 1C]

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 [ANNEX 2]

貿易政策検討制度(TPRM) [ANNEX 3]

複数国間貿易協定 [ANNEX 4]

- 民間航空機貿易に関する協定
- 政府調達に関する協定
- 国際酪農品協定
- 国際牛肉協定

【不公正貿易報告書——WTO協定から見た主要国の貿易政策】502頁  
(経済産業省通商政策局、2001) 参照。

on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes) で紛争処理  
手続が統一的に適用されるため、紛争処理システムが強化された。これま  
での政治的決定から司法的決定に移行することで、ルール指向型の WTO  
体制が確立した (第 8 章参照)。

## 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 抄（平成6年12月28日）

この協定の締約国は、

貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高水準の実質所得及び有効需要並びにこれらの着実な増加を確保し並びに物品及びサービスの生産及び貿易を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、他方において、経済開発の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用することを考慮し、

（中略）

関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結することにより、前記の目的の達成に寄与することを希望し、

よって、関税及び貿易に関する一般協定、過去の貿易自由化の努力の結果及びウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉のすべての結果に立脚する統合された一層永続性のある多角的貿易体制を発展させることを決意し、

この多角的貿易体制の基礎を成す基本原則を維持し及び同体制の基本目的を達成することを決意して、

次のとおり協定する。

### 第一条 機関の設立

この協定により世界貿易機関(WTO)を設立する。

### 第二条 世界貿易機関の権限

世界貿易機関は、附属書に含まれている協定及び関係文書に関する事項について、加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供する。

（略）

附属書一、附属書二及び附属書三に含まれている協定及び関係文書(以下「多角的貿易協定」という。)は、この協定の不可分の一部を成し、すべての加盟国を拘束する。

附属書四に含まれている協定及び関係文書(以下「複数国間貿易協定」という。 )は、これらを受諾した加盟国についてはこの協定の一部を成し、当該加盟国を拘束する。複数国間貿易協定は、これらを受諾していない加盟国の義務又は権利を創設すること

はない。

附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「千九百九十四年のガット」という。)は、国際連合貿易雇用会議準備委員会第二会期の終了の時に採択された最終議定書に附属する千九百四十七年十月三十日付けの関税及び貿易に関する一般協定がその後訂正され、改正され又は修正されたもの(以下「千九百四十七年のガット」という。)と法的に別個のものである。

## 附属書一

### 附属書一 A 物品の貿易に関する多角的協定

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定

農業に関する協定

衛生植物検疫措置の適用に関する協定 ( S P S 協定 )

繊維及び繊維製品(衣類を含む。)に関する協定

貿易の技術的障害に関する協定 ( T B T 協定 )

貿易に関連する投資措置に関する協定

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定

船積み前検査に関する協定

原産地規則に関する協定

輸入許可手続に関する協定

補助金及び相殺措置に関する協定

セーフガードに関する協定

### 附属書一 B サービスの貿易に関する一般協定

### 附属書一 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

## 附属書二

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

## 附属書三

貿易政策検討制度

## 附属書四 複数国間貿易協定

民間航空機貿易に関する協定

政府調達に関する協定

国際酪農品協定

国際牛肉協定

## 関税及び貿易に関する一般協定（1947年のガット） 抄

オーストラリア連邦、ベルギー王国、ブラジル合衆国、ビルマ、カナダ、セイロン、チリ共和国、中華民国、キューバ共和国、チェコスロヴァキア共和国、フランス共和国、インド、レバノン、ルクセンブルグ大公国、オランダ王国、ニュー・ジーランド、ノールウェー王国、パキスタン、南ローデシア、シリア、南アフリカ連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府は、

貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度のかつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保し、世界の資源の完全な利用を進展させ、並びに貨物の生産及び交換を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、

関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際通商における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結することにより、これらの目的に寄与することを希望して、

それぞれの代表者を通じて次のとおり協定した。

### 第二十条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(a) 略

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) ~ (f) 略

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

(h) ~ (j) 略